

平成26年10月23日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

中 川 俊



医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長より
都道府県労働局長宛に、通知「医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹
介事業の利用に係る問題を防止するための取組について」が発出されるとともに、
厚生労働省医政局総務課長他連名で、本会に対しても周知方依頼がありました。

民間の有料職業紹介事業につきましては、医療機関が対応に苦慮する事例が生
じていることから、本会では、厚生労働省に対して、有料職業紹介事業に関する
実態把握を行うよう、社会保障審議会医療部会等で求めてきました。

これを受け、厚生労働省職業安定局では、有料職業紹介事業者や医療機関を対
象としたアンケート調査を実施し、今般、「職業紹介サービス利用の注意点」を記
載したリーフレットを作成するとともに、都道府県労働局においては相談窓口を
設置し、医療機関からの相談に迅速・丁寧に対応できる体制を整えていくことと
なりました。

しかしながら、本会としては、これらの対応では不十分であると考えており、
今後とも厚生労働省に対して、有料職業紹介事業を巡る様々な問題の解決に向け
厳しく対応するよう求めていく所存です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますようよ
ろしくお願い申し上げます。

(資料)

- ・職業紹介事業に関するアンケート調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049528.html>

- ・リーフレット「職業紹介サービス利用の注意点」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyo-ku/0000060813.pdf>



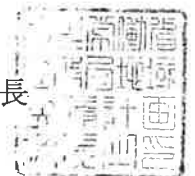
医政総発1010第2号
医政地発1010第2号
医政医発1010第4号
医政歯発1010第2号
医政看発1010第2号
平成26年10月10日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

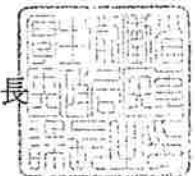
厚生労働省医政局総務課長



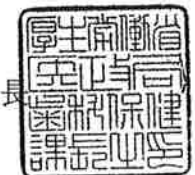
厚生労働省医政局地域医療計画課長



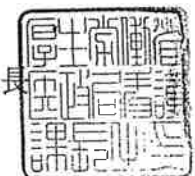
厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局歯科保健課長



厚生労働省医政局看護課長



医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組の周知について

近年、医師及び看護師等の医療従事者の不足に伴い、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受けて、一部の民間有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が見られるところ
です。

今般、当省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課において、職業紹介事業者と医療機関等との間の問題の防止を図るため、下記のとおり取組をとりまとめたとの連絡がありましたので、内容について御了知いただくとともに、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、職業紹介事業者との間に問題が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 リーフレットの作成・周知

職業紹介事業者と医療機関等との間の問題を未然に防止するため、医療機関等が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成し、本省のホームページ等を通じて周知を図ること。

(参考) リーフレットを掲載しているURL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>

2 医療機関等からの相談対応の強化

医療機関等から職業紹介事業者の利用に係る相談や問合せがあった場合には、各都道府県労働局需給調整事業担当部課室において迅速・丁寧に対応する体制を整えること。

職派需発 1015 第 4 号
平成 26 年 10 月 15 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長
(公印省略)

医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組について（依頼）

需給調整事業に係る指導監督業務については、日頃から多大なる御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、近年、医師及び看護師等の医療従事者の不足に伴い、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受けて、一部の民間有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が見られるところである。

職業紹介事業者の利用者からの相談については、従来適切に対応いただいているものと承知しているが、かかる状況を踏まえ、今般、別添のとおり、医療機関や福祉施設（以下「医療機関等」という。）が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページに掲載したので、相談窓口の設置も含めて、医療機関等や、関係する職業紹介事業者等に周知を図っていただくとともに、下記に留意の上、職業紹介事業者を利用する医療機関等からの相談対応を強化していただくようお願いする。

なお、本通知については、別途、都道府県衛生主管（部）局、医療関係団体及び有料職業紹介事業者団体へも周知する予定であることを申し添える。

記

1 相談体制の整備について

各都道府県労働局需給調整事業担当部課室においては、医療機関等から職業紹介事業者の利用に係る相談や問合せを受けた場合に迅速・丁寧に対応できる体制を整えること。

2 医療機関等から相談や問合せがあった場合の基本的な考え方

職業安定法等の法令に違反する可能性があるとして判断した事案については、調査の上、違反した職業紹介事業者に対して必要な指導等を行い、迅速に本省に報告を行うこと。

また、違反には当たらないと判断される事案については、上記のリーフレット等により、相談者に対して職業紹介事業者を利用する際の注意点について丁寧に説明すること。

(参考) <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>

病院・クリニックなど医療機関や福祉施設の皆さまへ

職業紹介サービス利用の注意点

ここ数年、医師・看護師などの医療従事者の採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が生じています。

このような問題を未然に防ぐために、事業者を選ぶとき、利用するときに注意することがあります。このリーフレットは、これらのチェックポイント※をまとめたものですので、ぜひご活用ください。

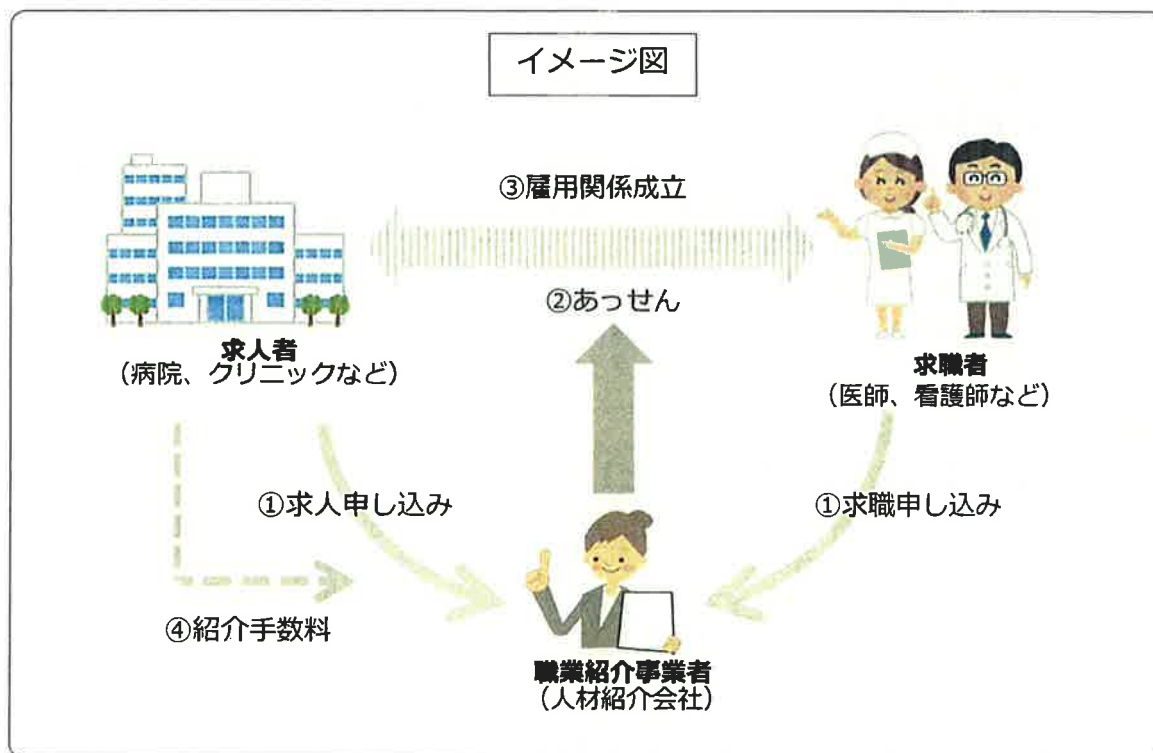
また、都道府県労働局には相談窓口がありますので、あわせてご利用ください。

※ チェックポイントは、あくまで目安ですが、こうした点を事業者にしっかり確認することが、問題の未然防止に役立ちます。事業者の選択・利用は、各自の責任で判断してください。

<職業紹介サービスとは>

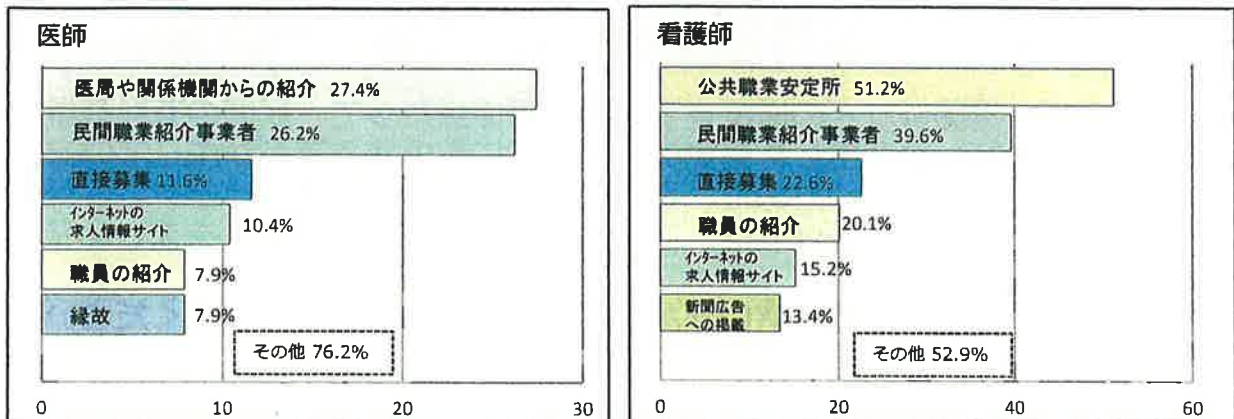
職業紹介とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること」（職業安定法第4条第1項）です。

あっせんを経て雇用関係が成立した場合に、求人者から職業紹介事業者へ手数料を支払うという仕組みが一般的です。



<医師・看護師の採用方法> (上位6位) ※

医師は医局などからの紹介、看護師はハローワークからの紹介が最も多くなっています。
次いで、医師も看護師も民間の職業紹介事業者からの利用が多くなっています。



※ 厚生労働省「職業紹介事業に関するアンケート調査」(平成25年12月実施)で、有効な回答が得られた求人企業852事業所(有効回収率8.5%)のうち、業種は「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所の回答を集計したもの。
サンプル調査であり、網羅的な調査ではないことに留意。詳細な結果は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049528.html>

職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント

1. 職業紹介事業者を選ぶとき

① 事業者に関する基本的事項

☒ 職業紹介事業の許可を取っているか

事業者に許可番号を尋ねたり、人材サービス総合サイト(厚生労働省運営※)を使ったりして確認しましょう。

※許可を得ているまたは届出を行っている全ての事業所を掲載しています。

人材サービス総合サイト

検索

☒ 取引実績や評判はどうか

医療機関との取引実績がある場合は直近の実績などを確認し、ない場合はよく情報交換するなど、できる限り情報を集め、事業者を選びましょう。事業者を利用した他の医療機関と互いに情報を交換することも有効です。

☒ 紹介した求職者の定着率はどうか

事業者が、自社が紹介して就職した求職者の定着率を把握している場合には、その水準を確認しましょう。

② 事業者・担当者の姿勢

☒ 求人者のニーズをよく理解しようとしているか

担当者は求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を丁寧に聞き取る姿勢があるか。質問には丁寧に答えてくれるか。

☒ 求人者と密に連絡を取り合っているか

- ・希望すれば担当者が来訪して、対面で説明してくれるか。
- ・担当者が頻繁に変わるようなことがないか。
- ・担当が変わっても担当者間で情報が引き継がれているか。

☒ 求職者のニーズについても十分に把握し、調整に努めているか

- ・担当者は求職者の状況や意向についても十分に把握し、それに適した医療機関に紹介しようとする姿勢があるか。
- ・医療機関と求職者の意向の擦り合わせに努める姿勢があるか。

③事業者のサービス内容

☒求人申込み～就職までのプロセスや平均的な期間

希望すれば求人申込みから就職までのプロセス、手続、平均的な期間などについて、説明してくれるか。

☒紹介手数料、支払方法の明示があるか

紹介手数料表を明示しているか。紹介手数料の支払方法・時期を明示しているか。

(参考) 紹介手数料は原則として事業者が自由に設定できますが、上記の「職業紹介事業に関するアンケート調査」によれば、医師・看護師の紹介手数料は年収の20～30%未満を請求している事例が最も多く（医師66%、看護師45%）、業界全体（全職業）では、年収の20～30%が最も多く（28%）なっています。

☒早期離職の際の紹介手数料の返戻ルールがあるか

- ・紹介を受けて就職した求職者が自己都合で早期離職した場合の手数料の減額、返還（返戻制度）がルール化されているか。ある場合は、合理的な内容か。
- ・返戻制度がない場合は、その理由の説明があるか。

(参考) 医師・看護師の職業紹介を扱っている事業者のうち、手数料の返戻制度があると答えた事業者は5割強で、業界全体（全職業）では3割となっています（上記アンケート調査より）。

2. 職業紹介事業者を利用するとき

①求人の希望を伝える

☒必要とする人材の適性や能力を事業者十分に伝える

- ・ミスマッチを防ぐため、どのような人材を採用したいと考えているのか、求める人材の要件（能力、技術、経験年数など）を担当者に具体的に伝えるようにしましょう。
- ・求人に当たっては、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、ミスマッチを防ぐため、求人票などの書面や電子媒体等を作成して労働条件を具体的にし、担当者に交付しましょう。

☒契約内容の確認・検討

紹介手数料、支払方法、返戻制度の規定

- ・事前に受けた説明と同じ内容か、書面や電子媒体等で十分確認してから契約しましょう。
- ・不明な点や納得できない点は、契約を結ぶ前に必ず担当者に確認しましょう。

②人材の選定

☒納得のいく人材を選定する

人材の選定は事業者任せにせず、入念に面接を行い、求める能力や技術を身に付けているか、職場に順応できそうか、などを十分に確認することが重要です。

☒求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生など、求職者が求める情報について十分に回答することが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。

③採用時～採用後

職業紹介サービスとは直接関係しませんが、採用後の早期離職を防ぐために有効なポイントは次のとおりです。

☒円滑なコミュニケーション

労働条件や、職場の悩み・不満を相談できる責任者、相談窓口をあらかじめ決めておくことが、採用後の早期離職を防ぐために有効です。

☒職場環境の点検

職業紹介サービスを通じて採用した職員に限らず、職員の離職率が高い場合には、職場環境に改善すべき点がないか点検することも有効です。

<職業紹介サービス利用に関する相談窓口>

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局では、職業紹介サービスの利用についてのご質問やご相談を受け付けています。また、このリーフレットに係るご意見・ご要望も受け付けています。担当課室名は下記のとおりですので、あわせてご利用ください。

労働局名	担当課室名	代表電話番号	労働局名	担当課室名	代表電話番号
北海道	需給調整事業課	011-709-2311	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業室	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
山形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8609	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	職業安定課	055-225-2857	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛知	需給調整事業第二課	052-219-5587	沖縄	職業安定課	098-868-1655
三重	需給調整事業室	059-226-2165			